

現行3資格の資格付与条件

● 3 資格試験・講座概要

資格名	消費生活専門相談員	消費生活アドバイザー	消費生活コンサルタント
実施機関	独立行政法人国民生活センター	一般財団法人日本産業協会	一般財団法人日本消費者協会
目的	国民生活センター及び各地の消費生活センターで消費者相談に携わる相談員の能力・資質の向上、新たな人材の発掘、相談員のモラルの向上といった諸課題を具体的に解決するため。	消費生活アドバイザー制度は、消費者と企業や行政の架け橋として、消費者の意向を企業経営や行政等への提言に反映させるとともに、消費者からの苦情相談等に対して迅速かつ適切なアドバイスができる人材を養成することを目的としている。	消費者問題の歴史、背景についての理解を深め、消費生活関連の法律知識を学び、事業者と消費者間の情報や交渉力の格差をうめるべく情報発信力、提案力を身につけ、消費生活相談員、あるいは地域の消費者リーダーとして活動できる人材を育成する。
資格者数	5,431名(平成26年1月)	11,484名(平成26年1月)	3,131名(平成26年1月)
試験・講座開始時期	平成3年(1991年)試験開始	昭和55年(1980年)試験開始	昭和37年(1962年)講座開設
関連団体(※)	(公社)全国消費生活相談員協会	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)	
受験・受講料	11,580円(税込) ※登録手数料(合格者のみ、認定証料含)3,600円	12,960円(税込) ※称号付与申請に10,800円(税込)	(受講料) ○昼間コース 88,000円(税別) ○夜間コース 130,000円(税別)
更新の有無	あり(5年)		なし
更新費用等	3,390円(認定証料含)	10,800円(税込)	なし
受験・受講資格	制限なし		○大学の専門課程の講義が理解できる人(特に学歴は規定していない)。 ○応募作文の提出により、消費者問題に携わることに対する意欲のある人。あわせて、面接により態度や人柄等をみる。
受験者数(平成25年度)	受験申込者数 902名 (実受験者数 789名)	受験申請者数 1,656名 (実受験者数 1,454名)	受講者数 98名 (修了者数 93名)
試験対策通信講座の実施の有無		○消費生活アドバイザー通信講座(基礎コース):30,240円(税込) ○消費生活アドバイザー通信講座(小論文コース):4,320円(税込) 基礎コース受講者のみ追加申込可 ○消費生活アドバイザー通信講座(総合コース<基礎コース+小論文コース>):34,560円(税込) ※(学)産業能率大学へ委託	
資格取得方法	試験	試験+実務研修(実務経験のない者)	講座(講座内で試験を実施)
出題・講習形式	【第1次試験】 ①択一式及び○×式筆記試験(解答はマークシート、全200問、各問1点) ②論文試験(指定語句(4~5つ)を全て用い、1000字以上、1200字以内で論文にまとめる) 【第2次試験】 ○面接試験 ・第1次試験の出題範囲についての学識及び消費生活専門相談員として業務を遂行するための適性の有無を判定。 ・①地方公共団体等において現に消費生活相談員として勤務している者及び②認定後3カ月以内に消費生活相談員として採用されることが決まっている者は、推薦状の提出により第2次試験が免除。	【第1次試験】 択一試験(記号選択問題) 【第2次試験】 ○論文試験(800字/60分 2グループに分け、それぞれのグループより1題ずつ選択し、合計2題論述) ○面接試験(誠実、円満に加え、秘密保持等の資質、消費生活アドバイザーとして相応しい態度、積極性、見識等について審査) ○実務研修(平日4日:実務経験のない者)	○昼間コース:約2カ月の連続講座 ○夜間コース:1コマ90分、週2回6カ月間 ※最終日に資格取得試験(筆記試験)を実施
試験時間	【第1次試験】 ○2時間30分(択一式及び○×式筆記試験) ○2時間(論文試験) 【第2次試験】 ○15~20分程度(面接試験)	【第1次試験】 ○3時間40分(択一試験) 【第2次試験】 ○2時間(論文試験) ○10分程度(面接試験)	【資格取得試験】 ○1時間30分(択一試験)
試験地(平成25年度)	【第1次試験】 北海道・宮城・東京・神奈川・石川・愛知・大阪・広島・福岡・青森・岩手・秋田・山形・茨城・新潟・静岡・兵庫・和歌山・山口・愛媛・高知・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄 (27箇所)	【第1次試験】 札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡 (8箇所) 【第2次試験】 札幌・東京・名古屋・大阪・福岡 (5箇所)	・東京(昼間・夜間) ・大阪(昼間・夜間) ・鳥取県 (3箇所)

	【第2次試験】 愛知・大阪・東京・北海道・福岡 (5箇所)		
--	-------------------------------------	--	--

(※) …当該資格を保有していることを正会員となる要件の一つとしている団体

● 択一試験科目・講習受講科目

※便宜的に下記分野に分類	消費生活専門相談員 (独立行政法人国民生活センター) ※筆記試験科目	消費生活アドバイザー (一般財団法人日本産業協会) ※筆記試験科目	消費生活コンサルタント (一般財団法人日本消費者協会) ※受講科目
1. 消費者問題に係わる知識	<ul style="list-style-type: none"> 最近の消費者問題と消費者基本法 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者問題発生時の社会・経済的背景と最近の消費者問題 我が国及び欧米の消費者活動の歴史と現状 企業の社会的責任と消費者対応 商品テストの意義と活用方法及び消費者教育(学校・企業・行政) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者運動の歴史・活動の意義 消費者教育の歴史とこれからの消費者教育
2. 消費者行政に係わる知識	<ul style="list-style-type: none"> 国・地方の消費者行政 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政の歴史 国(各省庁)及び地方自治体の消費者行政の役割、内容、仕組み 国際機関による消費者保護等の動向 	<ul style="list-style-type: none"> 国における消費者行政の概要 地方消費者行政の役割
3. 消費者問題に係わる法律知識	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応に必要な基礎的法律知識(民法) 消費者契約法 特定商取引法 割賦販売法 製造物責任法 訴訟・ADRによる紛争解決手続 多重債務問題 個人情報保護法 金融・保険 独占禁止法・景品表示法 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者基本法及び取引・契約の適正化、安全性の確保、品質・表示・計量の適正化に関する法令の目的と内容 公正・自由な競争の確保に関連する法令の目的と内容及び消費者紛争処理手続きに関する諸制度 生活環境の保全とリサイクルに関連する法令の目的と内容 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者基本法と消費者契約法の概要 団体訴権 特定商取引法の概要 割賦販売法の概要 多重債務問題と貸金業法 金融商品販売法・金融商品取引法 製品安全と法制度 電子商取引の関連法 食の安全と法制度 個人情報保護法 民法(消費者相談の対応に必要な知識) 消費者被害の救済(特定商取引法・割賦販売法) 景品表示法と消費者 訴訟と調停の知識 簡易裁判所裁判傍聴
4. 消費生活に係わる経済知識	<ul style="list-style-type: none"> 価格と流通等 金融の基礎知識 環境・リサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> <経済一般知識> 我が国経済の発展及び活動の特徴 我が国の財政及び資本・金融市場の特徴と問題点 景気変動、物価変動の原因と種類及び対策 国際貿易、国際収支及び外国為替相場の仕組み 需要と供給の仕組み、産業構造の変化、市場経済のメカニズム <企業経営一般知識> 企業の役割、経営原理、経営改革及びコミュニケーション 経営分析の手法及び企業経営の課題と対応 市場の変化とマーケティング活動及び消費者行動 <生活経済> 家族形態の多様化や国民経済と家計の関係 家計の収支構造の変化と資金計画 今後の社会構造の変化と生活設計のあり方 家計に関する税と社会保障費の負担 <経済統計と調査方法の知識> 調査及び調査結果分析の方法 経済統計の考え方と特性、種類 主たる経済統計の概要 経済統計と景気の見方及び国民経済計算の仕組み <地球環境問題・エネルギー需要> エネルギー利用の歴史とエネルギー需給の現状 廃棄物処理とリサイクル問題、化学物質の環境問題 地球温暖化問題への対応と省エネルギー 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品トラブルと消費者保護 金融・保険に関する相談知識 環境問題・政策と消費者の役割

<p>5. 消費生活上の商品・サービスに係わる知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品（健康食品を含む） ・医薬品・化粧品等 ・衣料品・クリーニング ・住生活（欠陥住宅、賃貸借、有料老人ホーム等） ・品質・安全・表示（消費生活用製品安全法等） ・情報通信サービス ・その他サービス（旅行、運送等） 	<p>一の現状と対策</p> <p><医療と健康></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療制度の変遷と現状及び問題点 ・医薬品の安全確保のための法的仕組み <p><社会保険と福祉></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度の現状と課題 ・社会保険の現状と課題 ・社会福祉制度の発展過程と制度の概要及び公的扶助制度 ・介護保険制度の目的と仕組み <p><余暇生活></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人の余暇環境 ・高齢者を含めた余暇活動への参加動向と地域社会との関係強化 ・余暇産業の変化と新たな余暇活動への動き等 <p><衣服と生活></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣料品の材質、品質、性能、管理方法 ・衣料品の生産・流通及び表示 ・衣料品の資源・環境問題 <p><食生活と健康></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養素・食品成分の概要と健康との関係 ・食品需給と輸入食品及び食生活の変化 ・食品の衛生・安全性と表示問題 <p><住生活と快適空間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の計画・取得・管理方法のあり方 ・住宅の構造とその特徴及び建築材料の種類と性質 ・室内環境と住宅設備及び今後の住宅のあり方 <p><商品・サービスの品質と安全性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品・サービスの特質 ・主要商品・サービスの品質と安全性 ・製造物責任と被害者救済制度 <p><広告と表示></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告の役割とあり方 ・広告規制と監視の枠組み ・表示の役割とあり方及びその法的仕組み <p><暮らしと情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしにおける電子情報化 ・電子情報社会を支える技術、ルール及びセキュリティ対策等 ・暮らしにおける電子情報化の今後の展開と問題点 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品事故に関する対応 ・繊維製品クリーニングトラブルと対応 ・旅行トラブルと旅行業約款 ・広告の見方 ・住宅の契約に関する対応 ・業界団体の消費者対応 ・保険のシステム（生命保険・損害保険）
-------------------------------	--	---	--

● 論文試験

	消費生活専門相談員 (独立行政法人国民生活センター)	消費生活アドバイザー (一般財団法人日本産業協会)	消費生活コンサルタント (一般財団法人日本消費者協会)
論文試験	<ul style="list-style-type: none"> ・2つのテーマから1つを選択し、指定語句（4～5つ）を全て用い、1000字以上、1200字以内で論文にまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験は次の2グループに分け、それぞれのグループより1題ずつ選択し、合計2題論述する。 ・1題あたりの試験時間は60分。字数は800字以内。 <p><第1グループ（4題）></p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費者問題、②行政知識、③法律1（特商法関連）、④法律2（消費者法関連） <p><第2グループ（4題）></p> <ul style="list-style-type: none"> ①経済一般知識、②企業経営一般知識、③生活経済、④地球環境問題・エネルギー需給 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題に対するテーマを各自で自由にに取り上げ、自分自身の考え方、調査研究を通して、修了論文を作成・発表。本文1200字×7枚 必要に応じ別途資料添付 論文プレゼンテーション(約15分)を別途実施 ・複数の課題テーマ群から合計4テーマを選択して、レポートを提出。

● 面接試験

	消費生活専門相談員 (独立行政法人国民生活センター)	消費生活アドバイザー (一般財団法人日本産業協会)	消費生活コンサルタント (一般財団法人日本消費者協会)
面接試験	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次試験の出題範囲についての学識及び消費生活専門相談員として業務を遂行するための適性の有無を判定。 ・次のいずれかに該当する者は、推薦状の提出により第2次試験が免除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誠実、円満に加え、秘密保持等の資質、消費生活アドバイザーとして相応しい態度、積極性、見識等について審査。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者選考時に面接を実施。（主に意欲、積極性、協調性をしっかりとっているかを審査）

	①地方公共団体等において現に消費生活相談員として勤務している者 ②認定後3カ月以内に消費生活相談員として採用されることが決まっている者		
--	--	--	--

● 実務研修等

	消費生活専門相談員 (独立行政法人国民生活センター)	消費生活アドバイザー (一般財団法人日本産業協会)	消費生活コンサルタント (一般財団法人日本消費者協会)
実務研修等		・実務経験の無い者に対して4日間の研修実施。	(実務・実習) ・消費生活相談と相談員の心構え ・苦情相談事例の討議・発表(グループ)及びロールプレイング